

公募型プロポーザル手続開始のお知らせ

次のとおり、提案書の提出を求めます。

平成25年4月2日

世田谷区

1. 事業の概要

(1) 件名

世田谷区立小・中学校給食提供業務委託

(2) 目的

本事業は、区立小・中学校の児童・生徒に安全でおいしい給食を提供し、児童・生徒の交流及び食育の推進等に資することを目的とする。

(3) 業務内容

受託事業者が用意する調理等施設において、安全でおいしい給食調理を実施し、世田谷区立小・中学校の児童・生徒等に給食を提供する。

業務内容は下記①～⑦の各作業とし、各業務の詳細は募集説明書のとおりとする。

①検収補助

②給食の調理（作業工程表の作成）

③配缶

④食器具等の洗浄・消毒・保管

⑤残菜及び厨芥の処理

⑥受配校への搬送（搬送車両の用意含む）

⑦受配校における配膳業務（搬送車両から各学級等及び各学級等から搬送トラックまでの間）

(4) 履行期間

平成27年4月1日～平成28年3月31日（1年間）

※受託資格の認定期間は、平成25年10月1日～平成40年3月31日までの間とし、認定期間と同期間の世田谷区と本件に関する「協定書」を締結することを可能とする。なお、本件に関する契約締結は年度ごとに行い、かつ予算の配当を条件とする。

2. 参加資格

(1)世田谷区の競争入札参加資格を有し、営業種目「病院給食・学校給食」の取扱品目「学校給食」に登録があること

(2)東京都内又は神奈川県内に本社又は支店等があること

(3)平成23年度以降、学校給食における食中毒事故や社会的責任を問われるような事故を引き起

こす等、給食専門業者としての信頼を損なうような重大な問題を発生させていないこと

(4)地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない事業者であること

(5)世田谷区から指名停止の措置を受けている事業者でないこと

(6)国税、地方税に滞納がないこと

(7)「世田谷区立小・中学校及び共同調理場調理業務等委託」に関して、平成25年度～平成26年度の2年間に、区立小・中学校及び共同調理場で新規委託が生じた場合、又は委託業者を見直す必要性が生じた場合に、その受託資格を有する「受託資格認定業者」であること

3. 参加手続等

(1) 担当部課

〒154-8504 東京都世田谷区世田谷4-21-27

世田谷区教育委員会事務局学校健康推進課学校給食係

(世田谷区役所第2庁舎3階31番窓口)

電話：03-5432-2697

E-mail：SEA02056@mb.city.setagaya.tokyo.jp

※窓口での受付時間は、土・日曜日及び祝日を除く午前9時～午後5時とする。

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

期間：平成25年4月2日（火）～4月16日（火）

場所：上記（1）に同じ

方法：希望者に無償で配布する。

(3) 参加表明書の提出期限、場所及び方法

期限：平成25年4月16日（火）午後5時まで（必着）

場所：上記（1）に同じ

方法：別紙「参加表明書」を持参又は書留、配達記録郵便により郵送すること。

4. 提案書の提出者を選定するための基準

本件では提出者の選定は行わず、参加資格の確認のみを行う。確認後、提案書の招請（否招請）を通知する。招請通知を受けた事業者は提案書を提出すること。

5. 提案書に求める内容、提出期限、提出先及び方法

(1) 提案書に求める内容（提案書を特定するための評価基準）

- ・会社概要
- ・受託実績状況
- ・人材配置
- ・学校給食に対する取り組み姿勢

- ・調理等施設の所在地、内部レイアウト、設置機器、搬送・配膳体制
- ・調理・搬送・配膳等作業体制
- ・人事異動に対する考え方
- ・業務責任者、業務副責任者の果たす役割について
- ・衛生管理、安全管理の徹底について
- ・学校及び区との連携について
- ・危機管理体制について
- ・本社の対応について
- ・巡回担当者の果たす役割について
- ・従事者の代替体制について
- ・アレルギー対応について
- ・研修・教育体制について
- ・経費縮減方法
- ・見積提案金額

(2) 提案書の提出期限、場所及び方法

期限：平成25年6月28日（金）午後5時まで（必着）

場所：3.（1）に同じ。

方法：持参又は書留、配達記録郵便により郵送すると共に電子データを上記3.（1）のメールアドレスに併せて送信すること。

※提案書の様式、作成方法、質疑等については募集説明書による。

6. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約保証金 免除
- (3) 契約の締結 本件委託に関する予算が議会で議決され、予算配当があった後に契約を締結する。
- (4) 当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無
- (5) 関連情報を入手するための照会窓口 3.（1）に同じ。
- (6) 企画提案に係る費用は、参加者の負担とする。
- (7) 提出された企画提案書は区の所有とし、返却しない。また、区は本件目的以外で参加者に無断で使用しないものとする。
- (8) 企画提案書に虚偽の記載をした場合は、提案を無効とする。
- (9) 区は、選定及び特定を行う作業に必要な場合に企画提案書の複製を作成することができる。
- (10) 企画提案書の受領期限後における企画提案書の差し替え及び再提出は認めない。

- (11) 区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由（審査経過等）を公表することができる。
- (12) 本件に関して区から受領した資料等は、区の許可なく公表、転載及び引用することはできない。